

2025 年 8 月 8 日

東京海上日動火災保険株式会社

年金・満期返戻金等の確定申告時におけるマイナポータル連携を開始

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 城田 宏明、以下「当社」)は、「損害保険契約等の年金の支払調書」および「損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書」について、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」との連携(以下「マイナポータル連携」)^{*1}を 2026 年 2 月より開始いたします。

これにより、年金払積立傷害保険の年金(以下「年金」)や、積立保険等の満期返戻金等(以下、「満期返戻金等」)について、お客様が e-Tax^{*2} で確定申告を行う際、当社が税務署に提出する支払調書の内容が自動入力され、申告額も計算されるため、よりスムーズかつ正確な手続きが可能となります^{*3}。

*1 年末調整や所得税確定申告の手続きにおいて、マイナポータル経由で給与所得の源泉徴収票や控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能。

*2 国税庁が提供するシステムであり、税務申告や納税手続きをオンラインで行うことが可能です。

*3 ご利用には事前準備が必要です。

1. 背景

政府は、行政手続きの効率化と国民の利便性向上を目的に、マイナポータル連携の対象となる手続きを順次拡大しています。

この度、確定申告における年金および満期返戻金等の支払調書が、マイナポータル連携による自動入力の対象に加わることを受け、当社においても、当該書類のクラウド提出・マイナポータル連携を行うことといたしました。

<マイナポータルの連携対象に加わる支払調書>

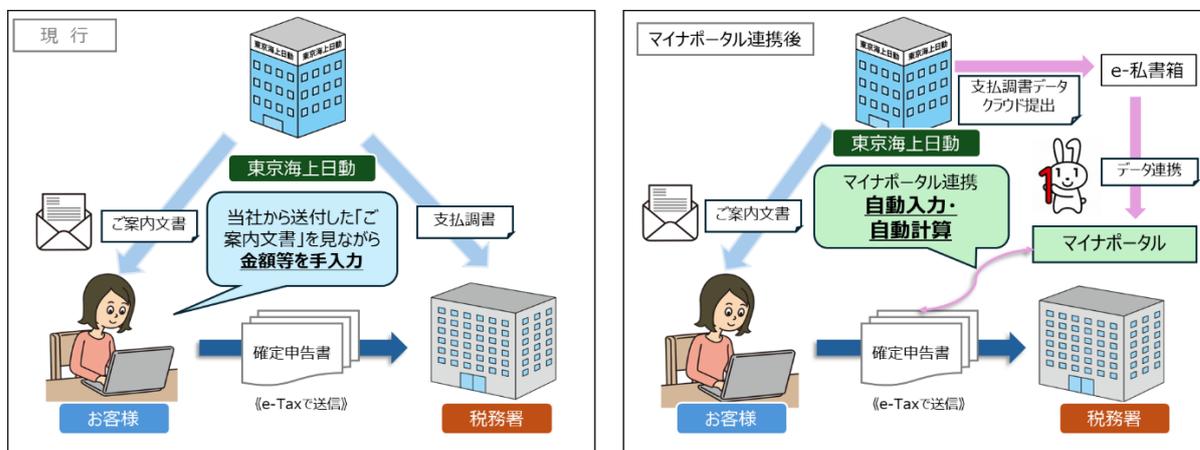
保険商品	支払調書名	当社から送付している ご案内文書名
年金払積立傷害保険	損害保険契約等の年金の支払調書	給付金お支払い内容と税制上 のお取り扱いに関するご案内
積立保険等	損害保険契約等の満期返戻金等の 支払調書	満期返戻金等の支払調書税務 署提出のご案内

2. 年金および満期返戻金等のマイナポータル連携について

当社は年金および満期返戻金等のお支払いにあたり、毎年1月に税務署へ支払調書を提出し、お客様には同内容のご案内文書をご送付することにより、お客様へ確定申告に必要な情報提供を行っております。

従来、年金や満期返戻金等を受け取られたお客様が e-Tax で確定申告を行う際には、当社が送付のご案内文書に基づき、ご自身で金額を算出・手入力のうえ申告いただく必要があり、お客様にとっては手続き上のご負担となっておりました。

2026年2月以降、マイナポータル連携により、当社発行の年金および満期返戻金等の支払調書の内容が e-Tax 上に自動で入力され、申告額も計算されるため、お客様はよりスムーズかつ正確な手続きが可能となります。



3. 今後について

当社は今後もデジタル技術を積極的に利活用することにより、お客様の保険契約に関わる様々な手続きにおいて、利便性向上を実現してまいります。

以上